

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です
 ～ 職場のセクハラ、マタハラ、パワハラをなくしましょう ～



今年6月1日から（中小事業主は2022年（令和4年）4月1日から）、パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となりました。

事業主はハラスメントのない快適な職場環境を作るため、ハラスメントは許さないことを明確化する、相談窓口を設置するなど、率先してハラスメント撲滅への取り組みを進めて下さい。

なお、愛媛労働局雇用環境・均等室では、「ハラスメント対応特別相談窓口」を下記のとおり開設いたしますので、お気軽にご相談下さい。

【 ハラスメント特別相談窓口 】

受付時間：午前9時～午後5時

（土日祝日、年末年始を除く平日）

相談先の電話番号：

・セクハラ、マタハラ：089-935-5222

・パワハラ：089-935-5208

（総合労働相談コーナー）

住所：

松山市若草町4-3

松山若草合同庁舎6階

期間：令和2年12月～令和3年3月